

答 申 第 3 2 5 号  
令 和 4 年 3 月 2 4 日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会  
会長 濱 口 弘 太 郎



### 個人情報の取得について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第6条第2項第7号の規定に基づき、令和4年3月14日付け岐阜市民防第252号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

### 記

#### 1 事案の概要

岐阜駅北地区では、数年前から客引き行為、客待ち行為、勧誘行為又は勧誘待ち行為（以下「客引き行為等」という。）を行う者による通行妨害、不快な声掛け、ゴミやタバコのポイ捨て、夜間のたむろ、違法駐車等の問題が多数発生していた。

そのため、市は、岐阜駅北地区の安全かつ快適な都市環境の確保を目的として、岐阜市客引き行為等の禁止等に関する条例（令和3年岐阜市条例第38号）を制定し、令和3年10月1日から、同条例に基づき、岐阜駅北地区を客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）に指定した。

禁止区域の指定以降、客引き行為等対策指導員（以下「指導員」という。）が岐阜駅北地区を巡回し、客引き行為等を行う者を現認した場合は、当該行為を中止するよう指導等を行っているものの、指導員が巡回している間は客引き行為等を止め、いなくなると再開するという状態が続いており、客引き行為等に対する指導等の実施に苦慮している。

については、客引き行為等を認定し、指導等を行うための資料とするため、自治会等が設置した防犯カメラに記録された個人情報を取得する。

#### 2 取得する個人情報

客引き行為等を行っている者について、その様子が記録された映像

#### 3 意見

適当なものと認める。